

気仙沼市国際リニアコライダー推進協議会要綱

(設置)

第1条 国際リニアコライダー（次条及び第9条第2項第2号において「ILC」という。）の北上山地（高地）への誘致を推進するとともに、関連産業の誘致及び育成を図り、もって地域経済の活性化に寄与するため、気仙沼市国際リニアコライダー推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 関係機関、団体等と連携したILCの北上山地（高地）誘致推進に関すること。
- (2) ILC計画の理解促進に係る情報の提供及び共有に関すること。
- (3) ILCに係る本市の役割に向けた研究、検討及び準備に関すること。
- (4) ILCに係る関連産業の誘致及び創出に向けた取組に関すること。
- (5) ILCに係る国内外からの研究者等の居住に係る研究、検討及び準備に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、ILCの誘致推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、市内の関係機関及び団体をもって構成する。

2 協議会に係る加入及び退会は、別に定める書面を会長に提出するものとする。

(役員)

第4条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 監事 2名

2 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長は、会員の中から、会議により選出する。

5 監事は、会長が指名し、協議会の会計を監査する。

(役員任期)

第5条 役員任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

(参与)

第6条 協議会に、参与を置くことができる。

2 参与は、協議会の事業実施に対して指導助言を行う。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集する。

(経費)

第8条 協議会の運営に要する経費は、負担金をもって充てる。

(戦略部会)

第9条 協議会に、戦略部会（以下この条において「部会」という。）を置く。

2 部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 第2条に係る戦略的事業推進の検討に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、ILC誘致に伴う地域振興に関し必要な事項

3 部会は、部会長及び部会員をもって構成する。協議会の会長は、必要に応じて部会の構成員を指名することができる。

4 部会長は、協議会の会長が指名する。

5 部会長は、部会の会務を総理し、部会を代表する。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、気仙沼市震災復興・企画部 I L C 推進室内に置く。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年12月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月26日から施行する。